

## 手数料一覧

それぞれの用途の区分の面積に応じた手数料で、計算方法により異なります。  
工場等と工場等以外がある場合は、それぞれの面積で算出した手数料を合算します

### 1 非住宅部分（工場等以外）

適合性判定部分の床面積	モデル建物法	標準入力法
300 m <sup>2</sup> 未満	82,000	214,000
300 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	137,000	346,000
2000 m <sup>2</sup> 以上 5000 m <sup>2</sup> 未満	222,000	493,000
5000 m <sup>2</sup> 以上 10000 m <sup>2</sup> 未満	290,000	608,000
10000 m <sup>2</sup> 以上 25000 m <sup>2</sup> 未満	348,000	718,000
25000 m <sup>2</sup> 以上	409,000	820,000

(単位：円)

### 2 非住宅部分（工場等）

適合性判定部分の床面積	モデル建物法	標準入力法
300 m <sup>2</sup> 未満	18,000	21,000
300 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満	35,000	40,000
2000 m <sup>2</sup> 以上 5000 m <sup>2</sup> 未満	89,000	96,000
5000 m <sup>2</sup> 以上 10000 m <sup>2</sup> 未満	134,000	141,000
10000 m <sup>2</sup> 以上 25000 m <sup>2</sup> 未満	167,000	175,000
25000 m <sup>2</sup> 以上	207,000	216,000

(単位：円)

※手数料額は鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第315の7号の規定によるものです。

※工場等：建築基準法上の工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※変更及び軽微な変更の場合は、変更後の床面積（増加する部分を除く）×1/2＋増加し、もしくは減少する床面積により手数料を算定

※同一敷地内に複数棟がある場合は、建築基準法の単体規定が適用になる棟単位で申請となります。（建築基準法が1つの申請でも、適合性判定はそれぞれの棟単位で申請）